

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）
（情報システム戦略課）

一 趣旨

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、県が独自に個人番号を利用することができる事務として特別県営住宅の管理に関する事務を追加等するため改正

二 内容

- (一) 県が独自に個人番号を利用することができる事務の追加
 - ア 特別県営住宅の管理に関する事務
 - イ 生活保護を受けている外国人に対する健康管理支援事業に関する事務
- (二) 同一執行機関内から特定個人情報提供を受けることができる事務として（一）アの事務を追加
- (三) 規定の整備

三 施行期日

令和四年七月一日

ただし、二(一)イについては公布の日、二(三)の一部については公布の日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日